

一般事業主行動計画

全ての職員が仕事と生活の調和を図り、健康で働きやすい環境をつくるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間

平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 5 年間

2 内 容

目 標 1 : 計画的に年次休暇を取得することで、年次休暇の取得促進を図る。
(前年度取得日数のプラス 1 日を目標とする。)

〈 対 策 〉

- 年休趣旨及び取得促進を職員に通知するとともに、年度途中において取得状況を確認する。
- 取得状況が低い者について状況把握・原因追究を行い、取得向上を図る。

目 標 2 : ノー残業デーを設定するとともに、超過勤務の縮減に努める。

〈 対 策 〉

- 年 2 回の綱紀粛正の通知で、ノー残業デーの実施及び超過勤務縮減について周知を図る。
- 月 6 回のノー残業デーを設定し、ノー残業デーが実施出来なかった場合については、その理由及び対応策を提出する。